

外来対応医療機関の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発熱等の症状がある患者が地域において適切に診療・検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下「外来対応医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(外来対応医療機関の要件)

第2条 外来対応医療機関は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 施設要件

ア 対面診療を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施すること。なお、在宅医療のみを実施する場合には、当該規定は適用しない。

イ 医療従事者の十分な感染対策等により適切な感染対策が講じられていること。

ウ 対面診療を実施する場合は、検査について、PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査（SARS-CoV-2）のうち、少なくとも1つは実施可能であること。

(2) 機能要件

ア 第3条第1項に規定する申請で県に報告した曜日別診療・検査時間（第6条により変更届を提出した場合は、変更後の曜日別診療・検査時間。以下同じ。）内において、新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者から相談があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

イ 受入患者をかかりつけの患者に限定しないこと。なお、「受入患者をかかりつけの患者に限定しない」には、受入患者をかかりつけの患者に限定しない体制に令和5年8月31日までの間に移行することも含めることとする。

(指定)

第3条 外来対応医療機関の指定を受けようとする医療機関は、県が別に設ける申請Webフォームにより、必要な事項を入力し申請を行う。

2 知事は、前項に規定する申請に基づき、前条に定める外来対応医療機関の要件を満たす場合は、当該医療機関を外来対応医療機関に指定する。

(情報の共有等)

第4条 県は、指定を受けた外来対応医療機関の保険医療機関番号、名称、所在地、連絡先、診療時間その他患者が診療又は検査を受けるに当たって必要な情報を県内

医療関係団体及び県内各保健所に共有することができるものとする。

2 県は本条第1項に規定する情報をホームページに公表するものとする。

(報告事項)

第5条 指定を受けた外来対応医療機関は、指定されている期間中は、G-MIS に日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとする。ただし、G-MIS の ID 振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができる。

(申請事項の変更)

第6条 指定を受けた外来医療機関は、第3条第1項において申請した事項を変更しようとするときは、県が別に設ける変更 Web フォームにより、事項の変更を行う。

2 前項の規定により変更した事項をさらに変更しようとする場合も、同様とする。

(調査等)

第7条 県は、外来対応医療機関の指定に関し、必要に応じて医療機関に対し調査、報告その他の措置を求めることができる。

(指定の解除)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第2項の指定を解除することができる。

- (1) 幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の診療に対応する医療提供体制が確保されたとき
- (2) 指定を受けた外来対応医療機関が指定の要件を満たさなくなったとき
- (3) 指定を受けた外来対応医療機関が指定の解除の意思表示をしたとき
- (4) 指定を受けた外来対応医療機関が、第7条に定める調査、報告その他の措置の求めに正当な理由がなく応じなかったとき又は虚偽の報告をしたとき
- (5) その他、指定を解除することが適当であると認めたとき

2 前項第3号の意思表示は、様式第1号の提出により行うものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外来対応医療機関の指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。なお、改正後の第3条第2項に基づく指定の効力は令和5年5月8日以降に発生するものとする。

(経過措置)

- 2 改正後の外来対応医療機関の指定に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあったものに適用し、同日前に申請のあったものについては、令和5年5月7日までの間に限り、なお従前の例による。
- 3 改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱の指定を受けている医療機関で第2条で規定する要件に該当することが確認できた場合は、改正後の外来対応医療機関の指定に関する要綱第3条第2項に基づく指定を受けた外来対応医療機関としてみなすこととする。
- 4 この要綱施行の日以後令和5年5月7日までに第3条第1項に基づく申請があり、改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱による指定を希望する者は、令和5年5月7日までは改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱の指定を受けることができる。

(名称変更)

- 5 改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱は、この要綱の施行期日以降、外来対応医療機関の指定に関する要綱に名称変更する。